

入居申し込み手続き

居宅介護支援事業所の紹介や、家族様もしくは利用者様本人が入居を希望される場合は、ホーム（072-473-7377）または、はるす本社（0736-39-3026）にご連絡下さい。

入居の際には、主治医による診断書が必要です。また、入居前にはグループホームスタッフによる面接があります。

健康面でのサポート体制

定期的に往診で医師による健康チェックや訪問歯科診療を受診して頂けます。（要医療保険自己負担）

また、訪問看護ステーションと医療連携契約を締結していますので、看護師による日常的な健康管理と、必要に応じて主治医との連携を行います。

料金について

料金の詳細は、別紙料金表をご覧ください。

グループホーム はるすのお家・阪南

〒599-0204

大阪府阪南市鳥取 105 番地 1

T E L (072) 473-7377

F A X (072) 473-7366



本社／株式会社はるす

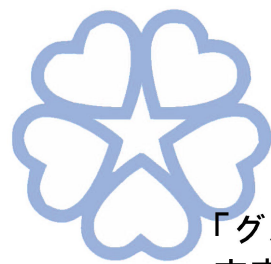
〒648-0085 和歌山県橋本市岸上 563 番地の 1

TEL:(0736)39-3026（代表）FAX:(0736)39-3027

- 認知症対応型共同生活介護事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 居宅介護支援事業
- 訪問入浴介護事業
- 在宅介護支援センター
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 特定旅客自動車運送事業
- 介護付きホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）
- サービス付き高齢者向け住宅事業

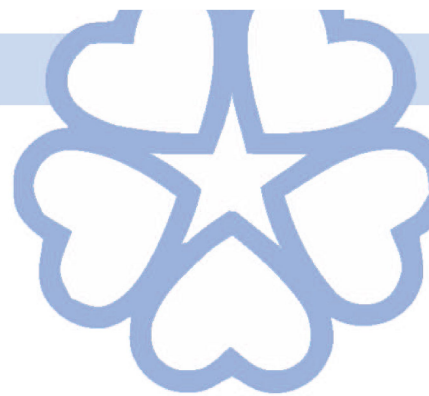
グループホーム はるすのお家 阪南

グループホームはるすのお家・阪南は
共同生活をしながら家庭的な日常生活を通じて
認知症をケアするために生まれました



グループホーム
はるすのお家
阪南

「グループホームはるすのお家・阪南」は、共同生活をしながら家庭的な日常生活を通じて、認知症をケアするために生まれました。



窓から海を眺められる部屋もあり、潮風が心地よい恵まれた環境です。

＊グループホームとは

中程度の認知症高齢者の方で寝たきりではなく、食事や歩行、排せつ、入浴ができるなどの日常生活の上で自立している事がが必要です。

また、認知症状のために誰かが見守り、日常生活を続ける上で補助や援助を必要とする方が対象となります。

即ち、認知症のため自宅で一人では日常生活を営めないが、誰かのサポートがあれば生活を営める方の共同生活住居です。また、入居は要支援2、要介護1以上で医師による認知症の診断が必要です。



Question & Answer

グループホームとは どういう施設ですか？

A 介護が必要な認知症高齢者が少人数でスタッフと共同生活を営みながら認知症の緩和を目的としています。「はるすのお家」では、家庭的な雰囲気の中で、入居者が自分らしく快適に過ごせるような環境づくりを大切にしています。

入居の要件は ありますか？

A 介護認定で認知症と診断された方で、要支援2～要介護5の中で、寝たきりではなく、日常生活で自立していることが必要です。
認知症状により誰かが見守り、生活を続けるためには補助・援助が必要な方が対象です。

グループホームでは どのような生活をするのですか？

A 「はるすのお家」は、一人ひとりのスペースがあり、入居者様の自由が大切にされ、穏やかな共同生活を送って頂けます。

グループホームでは どのような介護にあたってくれるのですか？

A 入居者様の持っている残存能力を引き出すために、見守ることに重きを置いたケアを行っています。

外出や一時的な外泊（帰宅等）は できるのですか？

A 「はるすのお家」では、お花見や夕涼み会など季節に応じた催しをスタッフや家族様と共に行います。
また、外泊については入居者様や家族様のご希望に応じて対応しています。

緊急時の対応や、 夜間などの体制は十分ですか？

A 協力病院や主治医との連携もスムーズで、緊急時の連絡体制も整っています。一人ひとりの誇りと力をよみがえらせるための専門的なケアを24時間受けて頂けます。

1階 Unit.1



2階 Unit.1

